

# 北九州市公報

発 行 所  
北九州市小倉北区内1番1号  
北九州市役所

## 目 次

### ◇ 雑 報

ページ

- 公募型プロポーザル方式に係る手続の開始【地方独立行政法人北九州市立病院機構北九州市立八幡病院事務局経営企画課】

2

## 地方独立行政法人北九州市立病院機構公告第11号

次のとおり応募者に資格条件を付与した公募型プロポーザル方式に係る手続を開始する。

令和3年12月2日

地方独立行政法人北九州市立病院機構 理事長 中西 洋 一

### 1 業務概要

- (1) 業務名 北九州市立八幡病院医療事務業務
- (2) 業務内容 医療事務に係る業務
- (3) 契約期間 令和4年4月1日から令和6年3月31日まで

### 2 参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 地方独立行政法人北九州市立病院機構契約規程（以下「契約規程」という。）第2条において準用する北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿に記載されている若しくは、地方独立行政法人北九州市立病院機構（以下「病院機構」という。）で行う競争入札参加資格審査において認定されていること。ただし、登録の申請がなされている場合には、記載されているものとみなす。
- (3) 病院機構及び北九州市から指名停止を受けている期間中ではないこと。
- (4) 一般病床が300床以上の病院において、医療事務業務の実績を継続して2年以上有すること。
- (5) 次のいずれにも該当しない者であること。
  - ア 役員等（役員及び従業員をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者
  - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
  - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不当な利益を得る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められる者

- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を  
給与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の活動又は運営に協力し、  
若しくは関与していると認められる者
- オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に不適切な関係を有していると  
認められる者
- カ 暴力団員であることを知りながら、暴力団員を雇用し、又は使用して  
いる者

### 3 受託候補者を選定するための評価基準

#### (1) 企画提案書等の内容

- ア 企業評価
- イ 業務実施体制
- ウ 配置人員
- エ 教育体制
- オ ワークライフバランス
- カ 受託準備体制

#### (2) 企画提案審査会におけるプレゼンテーション及びヒアリングでの対応

### 4 手続等

#### (1) 担当部局

北九州市立八幡病院事務局経営企画課（北九州市立八幡病院 2 階）

北九州市八幡東区尾倉二丁目 6 番 2 号

電話 093-662-6565

#### (2) 事前説明会 事前説明会は、行わないものとする。

#### (3) 説明書等の交付場所、交付期間及び交付方法

ア 交付場所 第 1 号に同じ。

イ 交付期間 この公告の日から令和 3 年 12 月 10 日まで（日曜日及び  
土曜日（以下「日曜日等」という。）を除く。）の毎日午前 9 時から正  
午まで及び午後 1 時 30 分から午後 4 時まで

ウ 交付方法 第 1 号の場所において無償で交付する。

#### (4) 参加表明書の提出場所、提出期限及び提出方法

ア 提出場所 第 1 号に同じ。

イ 提出期限 令和 3 年 12 月 10 日午後 4 時まで（日曜日等を除く。）

ウ 提出方法 持参又は郵送（配達証明付き書留郵便に限る。提出期限に  
必着のこと。）

#### (5) 企画提案書及び見積書の提出場所、提出期限及び提出方法

ア 提出場所 第1号に同じ。

イ 提出期限 令和3年12月13日午後4時まで（日曜日等を除く。）

ウ 提出方法 持参

(6) 企画提案審査会

ア 日時 令和3年12月21日（時間については参加者に対し別途通知する。）

イ 場所 北九州市八幡東区尾倉二丁目6番2号

北九州市立八幡病院4階 中会議室2

5 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 契約書作成の要否 要

(3) 関連情報を入手するための照会窓口 第4項第1号に同じ。

(4) その他詳細は、説明書による。